

令和8年 八潮市農業委員会4月総会 議事録

1 開催日 令和8年4月24日(金)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所会議室3-4

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏

10番 松田 淳一

4番 齋藤 富子

11番 篠木 秀彦

6番 飯山 敏行

12番 石井 清巳

7番 新井 孝美

13番 関根 幸子

8番 鈴木 隆

14番 荻野 透

9番 田中 幸夫

15番 白倉 明久

5 欠席委員 1名

5番 福岡 達則

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 天野 茂

副主幹兼係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局 皆さん、こんにちは。八潮市農業委員会4月総会を開会する前に、年度が新しくなりましたので、改めましてご挨拶をさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願ひします。

4月1日に職員の人事異動がありましたので、新しく着任いたしました職員の自己紹介をさせていただきますと思います。

市民活力推進部副部長兼都市農業課長兼農業委員会事務局長の、天野事務局長、よろしくお願ひします。

○事務局長 よろしくお願ひします。4月1日付で瀧沢の後任として着任しました天野でございます。よろしくお願ひいたします。

さて、農業委員会委員の皆様におかれましては、農地の権利移転の許可、農地移転の意見等に関する職務に当たられておりますことに対しまして、深く御礼申し上げます。今後も本市の農地等利用の最適化の推進にお力添えいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局 農業委員会事務局につきましては、平野は引き続き副主幹兼農地係長兼都市農業課兼務で担当させていただきます。

またそのほか、都市農業係の臼倉係長と北條は異動し、以前こちらで事務局長、及び市民活力推進部長を務められました田口係長と新規採用職員の石毛が、担当させていただきます。事務局は引き続き矢川がおります。

○事務局 よろしくお願ひします。

○事務局 以上の職員で務めさせていただきますので、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長 それでは、改めまして、進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

ただいまより八潮市農業委員会4月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございます。定足数に達しており、本日の委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、5番、福岡達則委員から欠席の連絡を受けておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

貴重なお時間を割いていただきまして、4月総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今日は、車の受難でございまして、私、朝、カスミから帰るのに1時間40分ぐらいかかりまして、柳之宮橋が全然動かなくて、あそこを通るのに40分かかりました。そして、今日来たら駐車場もなくて、仕方なくて、3か所目で水道部に止めさせていただきました。

先日、四市町農政研究会がございまして、ちょっと私は所用があって出られなかったんですが、鈴木代理と天野局長、そして、平野副主幹も出席していただきました。

それから、今後の予定でございすけれども、5月16日にふるさと体験教室ということで、田植えが予定されております。圃場が八條北小学校の東側で、小学4年から6年の親子50組が参加予定をしておるところでございす。

それから、5月12日には埼玉葛地方協議会の役員会総会がございす。三郷市でございまして、岡庭さんが今、会長でございすので、三郷で行われます。

それから、5月の下旬、23日土曜日、枝豆ヌーヴォー祭になっていきます。季節がどんどん進んでまいりまして、今年も暑い陽気が始まるのかなということでございす。

今朝の農業新聞で、財務省がお米の生産について提言をしております。最近のお米が食味偏重に偏っているから生産性を向上させなさいと、こういうみたいで、農林水産省じゃなくて、財務省が提言をした、こういうことであるようでございす。

中食とか外食向けに使われる業務用米が主食米のうちの約40%、4割を占めるので、その中で10アール当たりの収量がそれほど大きく上がっているわけではないので、そのところを財務省が言っているような具合でございす。

そういうこととございすので、これからこの辺は田植えが始まりますね。連休ですか。

○3番（大塚一宏委員） うちの八條は連休明けです。

○会長 連休明けですか。連休明けになると早苗が植わって。あの景色が私は一番好きです。

風が吹いて、早苗がなびく、あれがいいですよ。今日も幾つか議題がございすので、慎重なるご審議をいただきまして、開会に当たります挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者については出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 八潮市農業委員会 4月総会次第 | A 4 横 |
| ② 農業税制関係要望に対する意見集約への協力依頼について | (資料 - 1) |
| ③ 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等 | (資料 - 2) |
| ④ 令和 8 年「緑の募金」運動の協力依頼について | (資料 - 3) |
| ⑤ 八潮市水道運営委員会委員の推薦について (依頼) | (資料 - 4) |
| ⑥ 八潮市産業経済振興基本計画策定委員会委員の推薦について (依頼) | (資料 - 5) |
| ⑦ 農業委員会活動記録簿 (4～5月分) | 資料No.なし |

年度が替わりましたので、新しいフラットファイルと一緒になっています。後ほど改めてご確認をお願いいたしますが、よろしくをお願いいたします。

⑧ 埼玉県スマート農業導入コスト低減支援事業

資料につきましては、以上 8 点になります。

資料の漏れはないでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくをお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくをお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。着座にて失礼いたします。

次第 3 の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、7 番、新井孝美委員と 11 番、篠木秀彦委員をお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、天野事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい。分かりました。

◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5の議事に入りたいと思います。

議案第5号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の次第をめくりまして、1ページ目、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件でございます。

今回の譲受人、譲渡人は、〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇さんからです。土地の所在が〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇番地〇〇、登記地目は、いずれも畑で、現況も畑です。面積の合計は〇〇〇平米、今回の権利の内容は、所有権の移転、売買です。申請の理由は、農業経営の充実を図るとしておりまして、意思決定の根拠といたしましては、〇〇〇〇さんの従事者は2名、従事日数はお二人で延べ220日、所有されている農機具の状況につきましては、耕うん機、粉碎機、草刈り機、一輪車がそれぞれ1台でございます。

作付作物につきましては、かんきつ類の果樹や夏野菜などのことです。

申請理由といたしまして、20年前から土地所有者と隣接する申請地の管理を任せられ、使用貸借していたが、最近になって買取りについて相談され、農地法第3条の下限面積要件がなくなり、許可の見込みが立ったことから、農地法第3条、所有権移転の許可申請をするものです。

現在までに家庭菜園として使用しているとのことです。これについて、申請者に対し、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について説明し、現在のところ支障はないものと判断しております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

この間に、譲受人はいわゆる農家の方ではないわけですね。資料だけでは3条許可相当か判断が難しいために事前に私と鈴木代理、そして地区担当の飯山委員で申請者に対して審査会を行いました。その内容も含めまして、担当地区の6番、飯山敏行委員より現地調査の結

果並びに補足説明がございましたらお願いをいたします。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

先日、農業委員会事務局さんから依頼を受けて、現地を見てまいりました。20年間土地をお借りして農業をやられたそうなんですけれども、今現在は、言われたとおり、基本的に成り物、かんきつ類を中心に、非常に夏野菜等を率先して植えてありまして、すばらしい圃場でした。よく作付されているすばらしい圃場でした。それに伴いまして……。

○議長 気合入って作付しているよね。

○6番（飯山敏行委員） はい。ちょっと補足で、本人も七十八、九ということで高齢なんですけれども、ちょっとお話を聞いたところによりますと、非常に農業に前向きというか、一生懸命でありまして、非常に体力等あって、すばらしい、意欲が重々伝わってきました。

それで、私、ちょっと事前にお話ししたときに、気になったところがあるんですけれども、これ、見て分かると思うんですけれども、農業としては、ちゃんと管理されている圃場でした。

それで、個人的に思うことなんですけれども、ここを見てもらうと分かると思うんですけれども、3ページ、写真、左側にブロックがあると思うんですけれども、基本的に三方全てブロックに囲まれている土地になります。

それで、写真1ですか、実際には2ページの1があって、矢印が出ていると思うんですけれども、そちらから撮った写真の手前に道路があるんですけれども、これは4メートル道路でして、今現在はそこから資材、材料、残渣等を搬入している状態なんですけれども、実際の持ち主は〇〇〇〇さんの参道になっているんですよね。今はいいかもしれないんですけれども、この後、人の土地を通して耕作するとなると、ちょっと問題が出るので、その辺に関してはどうお考えですかと本人に聞いたんですけれども、そのときに本人は、もしこの許可申請が通るようなことがあれば、実際に〇〇〇〇さんという方が申請者なんですけれども、ちょうどここにブロックがあるんですけれども、このブロックを1メートルないし1メートル50取って、そこから農業をするために材料等を搬入するとお話ししておりました。

あと、もう一つ、本人、七十八、九ということで高齢ということで、この土地を管理するに当たって維持できるのかとお話を聞いたところ、実際に隣の方ですが、〇〇〇〇さんという方が〇〇らしくて、20年間土地をお借りしていたらしいんですけれども、〇〇と一緒に成り物とか土地の管理をしてきたというので、もし自分がこの後、農業をすることが困難になった場合には、〇〇のほうが引き続きやってくれるということで本人はおっしゃっていました。

私が見たところ、農家さんではないんですけれども、農機具等を写真で見せてもらって、ひと通りは十分そろっていたので、これから先も十分土地の管理はできるのではないのかな

と思います。

以上。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と6番、飯山敏行委員より、農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

4番、齋藤委員。

○4番（齋藤富子委員） 4番、齋藤です。

従事者2名と従事日数220日、やられているんですかね。

○議長 事務局。

○事務局 従事者及び従事日数につきまして、農地法第3条の規定による許可申請書内で、権利を取得しようとする者またはその世帯員などの行う耕作または養畜事業に必要な農作業への従事状況というところを示していただいております。こちらにつきましては、根拠資料は特にございませませんが、従事する者の氏名として、先ほど飯山委員さんからいただきました○のお名前と併せて、年齢、主たる職業、また、農作業の年間従事日数として170日と50日といただいております。

以上です。

○4番（齋藤富子委員） はい、分かりました。

○議長 よろしいですか。

許可要件として、常時従事するというふうに記載されていますので、そこはクリアできていると思います。

ほかにございますか。

3番、大塚一宏委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

この人は、これを買う前に所有する農地を持っているんですか。

○議長 事務局。

○事務局 市で管理している農地台帳でも確認しましたが、○○○○さんは今回取得する農地以外に農地をお持ちではありません。

以上です。

○3番（大塚一宏委員） では、8・1調査とかには載ってこないわけですよ。

○事務局 はい。

○3番（大塚一宏委員） それでどうして従事日数が。これは本人申告ですか。

○議長 事務局。

○事務局 農業従事日数につきましては、本人の申告です。

○3番（大塚一宏委員） はい、分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 先日の事前説明会に参加した者として、別に許可を誘導するわけじゃないので、参考までにですけれども、所有者の〇〇〇〇さんという方が、地番を見ると、〇〇〇〇番地で、飯山委員さんから言われたとおり、出入りがこのままとなかなか難しく、将来的に考えると荒廃農地になる可能性があるので、〇〇〇〇さんという方に託したほうが将来的にはよろしいのかなど。

健康的な問題もあって、将来的なことを考えると、〇〇〇〇さんが耕作したほうがよろしいのかなど私は感じました。

○6番（飯山敏行委員） 実際、これ、〇〇〇のお寺もブロックがあるんですけれども、そのブロックのところには、〇〇〇さんは見事な植木が来ちゃっているんで、まず〇〇〇さんが買ってどうこうということはないと思います。

○議長 〇〇〇さんの境内と接していますのでね。

ほかにございますか。

よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第6号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 続きまして、議案第6号のうち、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、次第の4ページ、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件です。

番号1、譲受人、譲渡人につきまして、〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇さん、土地の所在は〇〇〇〇〇番〇〇、〇〇番、〇〇番、

地目につきましては、登記簿上の地目全て田、現況は畑です。面積につきましては、合計で〇〇〇平米です。

申請の内容といたしましては、権利の内容、所有権の移転でございます。転用の目的は、駐車場及び資材置場でございます。

申請の理由といたしましては、現在使用している資材置場などが手狭となったため、申請地を取得して資材置場を移転したく申請するものでございます。

転用の見通しにつきましては、申請地をコンクリートブロック塀、板柵土留めで囲い、隣地に雨水などが流出しないようにするでございます。

移りまして、5ページ目をご覧ください。申請地の概要からご説明をさせていただきます。

申請地は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

申請目的、申請理由につきましては、先ほどご説明いたしました。資金計画及び調達計画につきましては、整地・仮囲い設置工事などを自己資金で賄い、見積業者が施工いたします。

次に、めくっていただきまして、6ページ目、場所の説明をさせていただきます。

市役所の〇側から〇〇〇通りを〇〇〇メートル〇〇し、〇〇の交差点を〇折、〇〇線を〇〇キロメートルほど進み、交差点を〇折、〇〇〇メートル進みます。〇〇〇通りを〇〇キロほど〇上しまして、〇〇交差点を過ぎた〇〇〇メートルほどの丁字路を〇に曲がりまして〇〇〇メートルほど先の〇手側が今回の申請地でございます。

めくっていただいた7ページ目が現地の状況でございます。②の写真で確認できますとおり、市で行っていますまちづくり条例の手続を行っている最中でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

15日に事務局から連絡があり、17日に現地調査を行ってまいりました。ふだんからよく見ているところなので、監視はしていたんですが、〇〇〇〇さん、耕作はしていないんですけども、年に3回、ハンマーナイフで管理はすばらしいぐらいやっています。3月、7月、9月下旬から10月ぐらいということで。

現地調査に行ったのは17日だったんですが、このときには、もう写真を見て、感じ、そんな長くはないと思うんですが、18日にさらにハンマーナイフを使ってきれいにしちゃってある状態なので、何らかの問題もないかと思えます。

写真2のほうなんです、①のほうは幾らか狭いかなという感じはするんですが、目の前の道路、4メートル道路があるので、トラックの出入りはそんなに苦ではなかろうかと思えます。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より農地法第5条の規定による許可申請の認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） そんな問題ではないんですが、現況が畑になっているんですが、○は畑なんですけれども、○○と○○は元は田んぼで、畑に埋めた様子はないんですけれども、ただ、ハンマーナイフで何年ぐらい草刈しているの。

○7番（新井孝美委員） 5年以上前。

○3番（大塚一宏委員） 5年以上、ハンマーナイフで管理しているだけなので、畑には見えるかもしれないんですけれども、登記上というか、畑にはなってもいいんでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 申請人からの許可申請書の現況の表記と実際現地をよくご存じの委員さんからの意見としては、違うんじゃないかというところにつきまして、委員さんの意見がありましたというのを審査の際に示す項目が特にありませんが、伝えてみます。

○議長 よろしいですか。

○3番（大塚一宏委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

ちょっと質問なんですけれども、この申請地の周りは田んぼとして作付されているんでしょうか。

○7番（新井孝美委員） しています。

○6番（飯山敏行委員） それによって、周りに、多分埋めると思うんですけれども、その業者さんが薬品を使うとかというのはないですよ。周りの隣地の方への配慮というんですか。

○議長 事務局。

○事務局 今回の6ページ目でお示ししています位置図のうちの南側、○○○○さん、○○○さんの右手側は、表記上は畑にはなっております。その他の隣接地につきましては、田んぼです。また、今回の農地転用に係る工事としては、土地の境界部分に土砂、雨水などの流

出入を防止するため、外構ブロックの設置が表記されておりまして、具体的には、厚み12センチのコンクリートブロック塀を4段積んで、現場的には30センチぐらいは段差がある土地利用計画図を受け取っています。

以上です。

○議長 よろしいですか。

○6番（飯山敏行委員） これは資材置場等を使うので、薬品等で周りの田んぼに流出するかそういうのはないですよ。

○議長 事務局。

○事務局 はい。薬品はもちろん、土砂、雨水などの流出入は防止する措置をしなければならぬというふうに指導しています。

以上です。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） ちなみに、①の矢印の、ここは田んぼなんです、その上の〇〇〇〇さんがつくっている田んぼ。稲、田んぼとして。

○7番（新井孝美委員） 道路沿い、手前。

○3番（大塚一宏委員） 目の前。〇〇〇〇さんちの家の目の前が田んぼで稲を〇〇〇〇さんが作っております。北側。

○議長 あんまり高い塀を造ると、陰になりますね。

○3番（大塚一宏委員） なるでしょうね。

○議長 日陰になっちゃうということだね。高い塀を現地に設置されると。

ほかにございますか。

○3番（大塚一宏委員） ここだけだな、問題は。こっちは高い畑だもんな。左。

○議長 南側。

○3番（大塚一宏委員） 西側。要するに、その左側。

○議長 北側だけが陰になるんですね、〇〇〇〇さんの。

○3番（大塚一宏委員） そうそう。左は畑で。南も畑。

○議長 事務局。

○事務局 ご心配いただいております、今回、①と書いてある部分の筆が所有者から、今回の転用につきましては、異議なく同意するということで、署名、押印をされたものを受け取っておりますので、今回特になかったのが、農地転用に関する許可基準が立地基準と一般基準と2つあるんですが、一般基準のうち、周辺の農地等に係る営農条件への支障は、ない

ということで県に進達する予定です。

3メートルの鋼板塀についても、境界部分にはコンクリートブロック塀の内側に鋼板塀をするという、鋼板の高さが3メートルあるというふうな土地利用計画図はもらっていますので、日陰にはなると思います。

○3番（大塚一宏委員） 同意書は〇〇〇〇さんですか。〇〇〇〇さんですか。

責任者は〇〇〇〇さんじゃないと思ったんだけども。

○事務局 〇〇〇〇さんです。〇〇の〇〇は〇〇〇〇さん。

○3番（大塚一宏委員） 〇〇〇〇さんが同意。

○事務局 しています。

○3番（大塚一宏委員） 〇〇〇〇さんのはないのですか……。

〇〇〇〇さんの同意、要するに耕作者というか。

○事務局 耕作者からの同意書は求めています。土地所有者だけです。

○3番（大塚一宏委員） じゃ、後から来るかな。

○議長 所有者に同意書出しているよな。

○8番（鈴木 隆委員） それはしようがないよね。所有者が同意したんだからと言われたら。

○議長 ほかにございますか。

若干危惧するところはあるんですが。

○3番（大塚一宏委員） しようがない。所有者が同意しちゃっているんだから。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ほかにないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。挙手多数でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第6号の2 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、番号2、譲受人が〇〇〇〇〇番〇〇号、〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人、〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、〇〇〇〇〇、地目、登記が田で、現況は畑、地積面積は〇〇〇平米です。

権利の内容は所有権移転で、転用の目的は、住宅敷地の一部及び道路後退用地の一部でございます。

申請事由といたしまして、申請地は宅地と宅地に挟まれた市街地に隣接しており、農地としては小規模で、第2種農地で、将来的に生産性が見込めないためとされております。

転用の見通しにつきましては、農地転用後は構造物で囲み、周辺農地に被害や排水、日照、通風などの影響を及ぼさないようにするとあります。

次に、場所の説明をさせていただきます。10ページ目でございます。市役所の〇側から〇〇〇通りを〇〇〇メートル〇上し、〇〇〇線を〇〇〇キロ進みます。土手と交差点付近の変則の交差点を過ぎまして、すぐ〇折しまして、〇〇〇メートルほど進んだ〇手側が今回の申請地でございます。

1枚めくっていただいて、11ページをご覧ください。こちらが現況の写真でございます。こちらにつきまして、特に事務局から申し上げたいことがございます。

先ほどの1番の許可申請で皆様からご指摘があった際にご説明をいたしました農地転用に関する許可基準で、立地基準と一般基準につきまして触れさせていただきました。立地基準につきましては、農地の区分と転用目的がやむを得ないと認められるかその理由というところで、今回の農地につきましては、申請地の概要、第2種農地でございますので、おおむね適当となりますが、一般基準といたしまして、10項目ありますうちの、宅地の造成のみを目的とする場合に当てはまると判断されるため、今回の許可申請を受けた県進達の際には、こちらの項目が宅地の造成のみを目的とする場合の項目をつけて進達する予定でございます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の12番、石井清巳委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

先週、事務局より連絡がありまして、16日に現地を確認してまいりました。ここは私は日頃のパトロールの範囲じゃないので、現地に行きまして、話を聞こうと思って行ったんですが、この写真で見ていただくと分かるように、平屋の家が1軒ありまして、あと、もう一つ、納屋みたいなもの、いつ倒れてもおかしくないものがあります。現状の土地というのは、平屋と納屋の間の木が繁っているところが申請の土地のようなんですけども、畑と言いますけれども、門戸をされて、木とか土があって、荒れ放題で、とても管理されているとは思えませんので、不管理農地かなと思います。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と12番、石井清巳委員より農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

申請事由が転用目的ですか、住宅敷地の一部と、道路後退は恐らく10ページの右の①と書いてある矢印のあたりに道路の拡張なんでしょうけれども、住宅敷地の一部というのは、どの住宅の敷地になるんですか、この申請地は。

○4番（齋藤富子委員） ○○○○さんです。

○2番（鈴木新一委員） この北側の。上の位置。住んでいる。

○4番（齋藤富子委員） いないです。

○2番（鈴木新一委員） 住んでいないですよ。

○4番（齋藤富子委員） 私が回っているところです。

○事務局 実はこの許可申請に先立ちまして、市街化調整区域に対して、家を建てるので、都市計画課の開発担当ともかなり申請者は打合せを重ねたそうです。10ページ目の位置図でいうと、○○-○○と書いてある上側の土地については、建築敷地とすることは、許可の見込みありという回答はあったものの、今回申請の○○-○○につきましても、見込みはないとはっきり言われています。

農地転用につきましては、先ほどご説明しました立地基準と一般基準というもののほかに、他法令許可の見込みで、都市計画法開発許可の見込みがある場合には、すんなり農地転用許可交付となるんですが、今回の場合につきましては、農地を農地のままで管理してくださいと窓口で重ねてお話をしていました。ただ、ここはかなり埼玉県とも相談を重ねたんですが、許可申請があった場合には、受け付けないと駄目ですよと言われましたので、八潮市農業委員会としては、農地転用の許可の申請を受けたとて、許可基準には合いませんということ意見を意見書として書いて、埼玉県に進達をするというやり方をしますということで、県の担当者、また、申請者にもお話をしている上での今回の総会上程となっております。そこまで言ったんですけれども、申請者はそれでも出すという固い意志を持って出していますので、すみません、皆さんにお時間をいただいていたしましたが、このような内容になりました。

以上です。

○議長 このような趣旨をお分かりになりましたか。

○3番（大塚一宏委員） 今の話じゃ、いけない感じだよね。

○議長 だから、本当は農業委員でも受け付けませんよと、でも、受け付けないのは法令違反になる可能性があるから、受け付けるわけです。でも、それに対して、必ずしも許可はしないと。

○3番（大塚一宏委員） ということは、採決しないんだ。

○議長 採決してもいいんだ。県に進達するというので、それは可能で。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 話がちょっと難しいので、少しかみ砕いて、皆さんの中でもうんと
なっている人がいると思うので、単純に分かりやすく説明してもらって。

○議長 じゃ、事務局。

○事務局 許可申請は、要は禁止事項の解除、駄目だよと言っていることを、この「条件」を
そろえたらやってもいいことになる、という手続なんですけれども、この「条件」がそろっ
ていないので、駄目なものは駄目ということを使い続けるのが今回のパターンです。

○6番（飯山敏行委員） 材料がそろっていないんですね。材料が全部オーケーになれば、次
の段階に行くんですね。

○事務局 そうです。

○6番（飯山敏行委員） 材料がそろっていないのに、取りあえず申請というか、許可だけは、
要するに……。

○3番（大塚一宏委員） 普通は農業委員会で受け付けないんじゃないの。窓口で受け付けない
んじゃないの。

○事務局 はい。割と前からですね。

3か月ぐらい前に最初来ましたが、そもそもこの敷地設定というのは、ほかの許可が出ない
でしょうという話をしました。宅地の造成だけを目的に農地転用みたいなことは駄目ですよ
とお話ししました。現実的に住宅敷地の一部じゃないですかというふうに申請人に言いまし
た。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

○6番（飯山敏行委員） 単純なあれなんですね。取りあえず、材料はそろっていないけれど
も、許可申請だけは出してくれと。要するにテーブルに上げてくれということなんですね。

○議長 申請は可能ですからね。

○6番（飯山敏行委員） そうですね。意図からすると、全部住宅というか、自分のですよ。
要するに見ると、〇〇〇〇さんですから、建売りかなんかを建てるだけ建てて、という算段
ですよ。

○議長 事務局。

○事務局 申請人さんは、ご覧のとおり、〇〇〇〇、住宅建築メーカーというのも、いいのか
どうか県に確認したんですけれども、申請して建築行為を行うということであれば構わない
というふうに確認をしましたので、申請人については問題はないと思っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

これは県のほうに申請書を出すんでしょう。

○事務局 はい。

○議長 その方向でいいんだよね。その方向で皆さんに同意を得ればいいんでしょう。

○事務局 はい。

○議長 事務局。

○事務局 今回のように許可申請を受け付けたけれども、許可などの見込みが現在ないというものは、通常のやり方だと、埼玉県のほうで不足の内容についての是正の指導をします。今回につきましては、土地の造成だけを目的とした転用目的というふうに見えるけれども、そうじゃないのだったら、その理由を見せなさいと。それをいつまでに出すんだというふうな是正の期限を決めて、是正期限までに出てこないのだったら不許可というのが通常のやり方です。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ここで採決していいですか。その方向でよろしい人、挙手をお願いします。

——— 挙手全員 ———

○議長 挙手全員でございますので、その方向で進めてください。

○3番（大塚一宏委員） 許可するのに材料が少し足りないから、県の判断にお任せしますという。

○議長 それでよろしいですか、事務局。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、議案第6号の3 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、12ページ、番号3につきましてご説明をさせていただきます。

譲受人は、〇〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、番号2と同じく、〇〇〇〇〇番〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の所在が〇〇〇〇〇番〇〇、登記地目は畑で、現況も畑です。面積は〇〇〇平米で、許可申請の内容は所有権の移転でございます。転用目的が駐車場・資材置場で、申請事由は、現在使用している資材置場が手狭となったため、申請地を取得して、資材置場を移転したく申請するものでございます。転用の見通しにつきましては、土砂流出防止や適切な管理を徹底し、周辺環境に十分配慮して利用するとされております。

めくっていただきまして、13ページをご覧ください。申請地の概要につきましてご説明いたします。

申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地でございます。

事務局。

○事務局 先ほど4番、齋藤委員さんからお話いただきました所有者となかなか連絡が取れないということは代理人からも言われております。

○4番（齋藤富子委員） そうでしょう。〇〇〇さんしかいないのでね。

○事務局 今回の農地転用の計画について、難色を示されていますというふうには代理人からは言われていませんが、事実として同意書がありませんので、事務局としては、文書主義ですので、文書がないからには問題ありということで進達せざるを得ないかなと思って、今回のご説明でございました。場所につきましては、繰り返しになりますが、14ページ目、〇〇〇〇と書いてある〇側の無道路地になるところです。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

○2番（鈴木新一委員） これ、同じ人ですよ。

○4番（齋藤富子委員） そうですね。

○2番（鈴木新一委員） 〇〇側の方の同意書は得ていないということね。

○事務局 はい。

○2番（鈴木新一委員） 〇〇側の方の同意書は得ていると。

○事務局 はい。

○2番（鈴木新一委員） お会いできているということね。

○事務局 そうです。右も左も。

○2番（鈴木新一委員） そういうことですね。結果的に、〇〇の用地に入っていくのに道がなくなると。

○事務局 はい。そのとおりです。

○2番（鈴木新一委員） それで同意がない。

○事務局 同意書がないから駄目というわけでもなくて、ただ、同意書をいただいている理由が、文書主義というところになります。隣接する農地の所有者に転用の申請内容について異議がないという証拠を出してもらうというふうなことが必要ですので、例えば申請者の代理人において、今回の転用計画において、この土地所有者からは異議がない旨を受けていますみたいなことを書かれてしまうと、3年くらい前の、〇〇〇の転用計画みたいな形で進達したりということはありません。進達というか、許可が交付されたりということはありません。なので、同意書がないから駄目ということはないです。

以上です。

○2番（鈴木新一委員） ただいいですよという、この申請はオーケーですよと判断するには、ちょっとあれですよ。

○事務局 はい。おっしゃられるとおり、今、八潮市農業委員会としては、一般基準でいうところの、周辺の農地等に係る営農条件への支障があるということで進達をするというような判断でいかがでしょうかというふうなところを事務局で考えているところです。

以上です。

○議長 じゃ、今、お話ししてきた、その方向でよろしいですか。先ほどの件と似ているんだけれども。資料による同意書があれば問題ないわけだ。その前に、口約束でなっているんですよと言われて、はい、そうですかということに農業委員会としてはいかないので、その旨を県のほうへ申し入れると、これでよろしいですか。じゃ、そうしてください。

——— 委員より「はい」の声あり ———

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の16ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載がございますとおり、駐車場2件の届出を受理いたしました。

続きまして、17ページをご覧ください。

17ページから20ページにかけてございます報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、こちらに記載のとおり、住宅敷地6件、共同住宅敷地4件、駐車場敷地1件、工場敷地1件の合計12件の届出を受理いたしました。

なお、18ページにございます番号6番につきましては、地積は9.90平米ですが、16棟分譲開発区域2,006平米の中に農地が残っていたので、こちらの届出がありました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後、質問がありましたら、お願いいたします。

16ページから20ページでございます。

——— 資料確認 ———

○議長 そろそろよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何か質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

2番、鈴木委員。

○2番（鈴木新一委員） 2番、鈴木です。

参考にお聞きしたいんですけども、18ページの5番の施設の概要のところ木造2階建て7棟となっていて、同じく6番で譲受人と譲渡人が同じ人で16棟と書いてあるんですけども、これはまた別の物件のあれなんじゃないかな。

○議長 事務局。

○事務局 5番と6番なんですけど、譲受人さんと、譲渡人さん、同じくで、5番が複数の筆、6番は単一の筆と1個にまとめちゃえばよかったんじゃないかということかなと思うんですけど、土地的には、道路を挟んだ右と左で別の開発行為に該当します。ですので、農地転用の受理通知書については別々で欲しいということを相手方もお話されていまして、このような書きぶりとなりました。

以上です。

○2番（鈴木新一委員） 分かりました。

○議長 ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

20ページの12番なんですけど、参考までに聞きたいんですけど、譲渡人のほうで清算人、○○○さん、清算人というのはどういう人を言うんですか。

○議長 事務局。

○事務局 こちら、12番の方ですけども、清算人としまして、裁判所のほうから弁護士の方を清算人として選任するというような届出がありましたので、この方の清算人は弁護士になります。

以上となります。

○3番（大塚一宏委員） この会社はあれか、たまっちゃったのか。

○事務局 清算人を置いた理由につきましては、銀行のほうから申立てのほうが一応ありましたので、それに基づいて清算人を裁判所のほうで選任したということになります。

以上となります。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 なければ、転用等届出受理報告をこれで終わりいたします。

◎その他

○議長 続きます、次第7、その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が2件、協議事項が3件、報告事項が2件ございます。

初めに、依頼事項、農業税制関係要望に対する意見集約の協力依頼について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料1をご用意ください。

こちらにつきましては、4月に毎年、農業会議よりまいります、農業税制関係について要望があれば、埼玉県は埼玉県農業会議のほうでまとめて要望いたしますので、ご意見をお寄せいただければと思います。

期日につきましては、5月15日の金曜日でございます。

内容といたしましてご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、要望につきましての記入欄です。もう一枚めくっていただきますと、令和8年税制改正要望とあるかと思えます。1、国税関係につきましては、所得税関係でございます。こちらは令和7年度税制改正要望とほぼ変わりはありません。2番、法人税、3番、所得税・法人税、4番、相続税・贈与税についても、昨年度のものと同様の要望内容は変わりありませんので、恐らく全国レベルにおきまして、こちらの税制関係につきましての新たな要望はなく、こちら、お示しの税制につきまして、強く要望を続けるというようなどころだと思えます。

今回の税制要望につきまして、4ページ目とさせていただいております6番、石油石炭税というのが新たに加わっております。昨今の不安定な状況ですとか高騰問題につきまして、適用期限の延長について要望するというようなことで新たなものです。

続きます、消費税ですとか地方税関係につきましても、昨年度来ありますが、6ページ目の地方税関係につきましては、毎年要望の内容が変わっております。恐らく要望したものが反映されているのか、それとも毎年毎年、固定資産税につきましては、皆様、新たな視点で要望しているのか、定かではないんですが、昨年度とはまた違った視点でまいっております。

内容につきましてのご説明はこちらでございますが、ただ単に税金の負担が辛いから、高いから安くしてくださいというようなものは、要望としては採用はできませんので、世の中の動き的には、こういったような税制については逆行している、こうすべきではないですかなどといったような根拠を示した要望としてくださいというふうに言われておりますので、もしございましたら、5月15日金曜日をめぐりに事務局にご報告いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、ただいまの件につきましてご意見がございましたら、5月11日月曜日までに事務局に伝えるようお願いいたします。

次に、依頼事項2件目、活動記録簿について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらにつきましては、引き続き、本年度、年度が新しくなりましたので、ファイルの準備をさせていただきましたが、1月当たり8日分ということでお願いしておりますので、3-1-アに丸をつけていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

8日分ですから、4枚ですね。最低4枚。

次に、協議事項、令和8年「緑の募金」運動の協力依頼について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 お手元の資料3番をご覧ください。

○3番（大塚一宏委員） 変わっているかどうか、去年のは知らないんだけど、いいですか、すみません。先ほど3-1-アと書いてくださいと言われたんですけども、先月もらったお手本に3-1-イで自己所有の田へ行く途中、周辺農地の耕作を確認したと例が出ているんですけども。

○議長 アじゃなくて、イになっちゃっている。

○事務局 こちらの例は京都の方がおつくりになったものなので、八潮のものとはちょっと違います。

○議長 では、どうぞ、「緑の募金」について。

○事務局 引き続き、資料3のご用意をお願いいたします。

こちら4月になりますと農業会議所よりまいります「緑の募金」運動の協力依頼でございます。

例年皆様からお預かりさせていただいております慶弔費から5,000円を募金させていただいておりますが、今年につきまして、どのようにするか、ご協議いただければと思います。
よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま説明の「緑の募金」の協力依頼でございますが、例年は慶弔費のほうから出しておるわけでございます。今年度もそれでよろしいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 では、そのように処理してください。

○事務局 はい。

○議長 次に、協議事項2件目、令和8年度最適化活動の目標の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料2をご覧ください。左肩ホチキス留めの両面印刷のものです。

すみません。長くなって。こちらも例年、今年度の目標の設定というのをしまして、埼玉県、また、農業会議所に提出するものとなっております。皆様をお願いしております最適化活動につきましても示させていただいております、それが1枚めくっていただいた右側、大きい2番、最適化活動の活動目標というところで示させていただいております。こちらの最適化活動の目標の設定をし、事務の実施状況というのを来月お示しいたしますが、実施の状況につきまして、県及び農業会議所に提出することが農業委員会で定められております農地利用最適化の活動の一つとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。

細かな説明につきましては、毎年この数字の根拠がどうでというところをお話しさせていただいているんですが、なかなか皆さんイメージも湧きづらく、面白くないかなと思いますので、こちらは割愛させていただきます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、令和8年度の最適化活動の目標の設定につきましては、案のとおり期日までに公表されますようお願いいたします。

次に、協議事項3件目の八潮市水道運営委員会委員の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4と書いてある「八潮市水道運営委員会委員の推薦について」という文書をご覧ください。4月13日付で水道部よりこちらの依頼がございました。依頼文にありますとおり、水道事業の運営を円滑、健全に行うため、広く市民の皆様から意見を聞き、水道事業に関する事項を審議するという事で、各団体の皆様から委員の推薦をお願いしているところです。

任期につきましては、今年の7月1日から令和10年6月30日までの2年間、年2回から4回の会議を予定しているとのことです。

以上が簡単な説明となりますが、本日この場で1名の方をご選任いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

なお、現在、農業委員会からは飯山敏行委員にご就任いただいております。よろしくお願い致します。

○議長 ありがとうございます。

ただいま飯山委員がこの委員をやっているらしいです。ほかに誰かやりたい、ご希望の方がいらっしゃれば手を挙げていただきたいんですけども、いらっしゃらなければ、引き続き飯山委員、よろしいですか。

○6番（飯山敏行委員） はい。

○議長 任期までお願いします。

○6番（飯山敏行委員） ちなみに、言っておきます。この運営委員会、がちがちです。収支とかいろいろ、今の水道情勢等を議論するんですけども、非常に拘束時間、会議の時間が長いです。

○議長 年何回ぐらい。

○6番（飯山敏行委員） 年2から4とありますけれども、3回ないし4回はありますね。2ということはまずないです。

○議長 じゃ、飯山委員、よろしく願いいたします。

次に、協議事項4件目、八潮市産業経済振興基本計画策定委員会委員の推薦について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料5と書いてある「八潮市産業経済振興基本計画策定委員会委員の推薦について」という文書をご覧ください。

4月13日付で都市農業課よりこちらの依頼がございました。八潮市産業経済振興基本計画策定及び改定に関する事項を調査、審議するため、商工観光課より農業関係の団体から委員を推薦してほしいという依頼が都市農業課にありまして、農業委員会、園芸協会、青耕会、直売所連絡協議会へ推薦依頼をお願いしたと聞いております。

こちらの委員の任期につきましては、今年の5月下旬から2年間、年4回程度の会議を開催予定しているとのことでした。

以上が簡単な説明となります。新規の依頼のため、就任されている委員はいらっしゃいませんが、本日この場で1名の方をご選任いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

これは新規の委員会でございます。ですから、ここで新たに誰かにお願いしたいということでございますけれども、どなたかやってみようというふうにお考えの方はいらっしゃいませんか。

○議長 年4回あるそうです。でも、事務局で内輪にもうお願いしてありますので。荻野透委員にお願いしてありまして、ご快諾を得ておりますので、荻野委員にお願いいたします。

○14番（荻野透委員） ありがとうございます。

○議長 それでは、最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いいたし

ます。

○事務局 次回の日程につきましては、5月25日月曜日午前8時30分から、場所のほうの変更になりまして、JAさいかつ八潮八條支店の2階の会議室での開催となります。総会終了後、JAさいかつの駐車場から農協観光バスに乗り、一泊の視察研修に向かいますので、よろしく願いいたします。

会場が変更となった理由につきましては、市役所の臨時駐車場に一泊すると車がいたずらされるので危ないこと、月曜日なのでメセナの駐車場が使えないこと、市役所東側の歩道工事のため、農協から市役所へは迂回しなければいけないためであります。お車で来られる方につきましては、農協の駐車場に車を置くこととなりますので、ご連絡のほうをお願いいたします。

また、来月の視察の自己負担分として、5月の報酬から各自2万9,000円と6月分の宿泊費等の費用弁償、合計1万6,000円を集めさせていただきたいと考えております。

集金方法でございますが、5月、6月の報酬と費用弁償から引かせていただくか、もしくは総会の際に現金でお持ちいただくか、どちらかをお決めいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

まず、研修の費用でございますけれども、これは報酬のほうから引いて。そうしてください。

あと、駐車場は、さいかつの裏の駐車場の道路沿い。

○事務局 はい。〇〇支店長に確認したところ、フェンスの奥、旧〇〇〇の駐車場側というふうなことをお話しされていまして。すみません、私、ちょっと想像がつかないんですけども。

○事務局 8時半開始ですから、少し早めに来て大丈夫ですということで話を聞いておりますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

○議長 時間と場所をお間違えのないようお願いしますね。

ただいま事務局より5月の農業委員会の総会でご案内ございました。研修でございますので、平常とはちょっと異なりますので、そこをご注意いただきたいと思います。

最後に、皆様から全体を通しまして何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

事務局。

○事務局 すみません。5月の視察研修の出欠の最終確認をさせていただきたいと思います。

事務局では一応出欠について把握はしているところがあるんですけども、その後、もし変更の方がいらっしゃれば、全員出席ということで会長ともお話ししているんですけども、

よろしいですかね。ご家庭の介護の関係ということでお伺いしている方はいらっしゃいますが、基本的にはよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○議長 ほかに何かございましたら、お願ひします。

ないですか。よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にないようでしたら、これにて議長の席をおろさせていただきます。皆様のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木会長職務代理よりお願ひいたします。

○会長職務代理（鈴木新一委員） 長時間になりましたけれども、慎重審議、ありがとうございました。既に農作業等でお忙しいと思うんですけれども、くれぐれも事故に気をつけていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の総会を閉会とさせていただきます。

1点、このパンフの説明を。

○事務局 申し訳ございません。資料番号はありませんで、昨日、急に埼玉県からまいりましたので、ご説明のシナリオをつくらせてもらって……。

こちらのスマート農業導入コスト低減支援事業というのが国のほうの臨時交付金を活用しているかなりボリュームが大きい補助金です。例えばスマート農業、1枚にさせていただきます、いわゆるスマート農業というものが大体当てはまるんですが、ドローンを購入する場合の免許取得費用も対象になります。補助率としては3分の2ですが、上限額が1,400万円となっておりますので、総事業費として2,100万円っているものまで大丈夫ということなんです。JAさいかつさんの担当者さんにお話ししたところ、やっているのが埼玉県ということなので、もしやりたいということになった場合には、まず埼玉県に聞いてくれというふうにお話ししようかなというふうにならるところなんです。国の臨時交付金というのは割と急に来るものなので、さいかつさんも私たちと同じタイミングで知ったのかなというところがあります。

補助金ボリュームが大きいので、ぜひとも活用していただきたいなと思います。

以上です。

○事務局長 ありがとうございました。

以上で終了となります。ありがとうございました。

○6番（飯山敏行委員） 1つだけ。これは、ドローン免許の取得というのは、県に相談すればあっせんしてくれるんですか。

○事務局 おっしゃるとおりでございます。

○事務局長 大変ありがとうございました。

これにて散会いたします。

閉会 午後 3時40分